

令和5年度 近江八幡市一般会計補正予算（第12号）

令和5年度近江八幡市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 618,325 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,770,774 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		217,000	19,674	236,674
	1 地方揮発油譲与税	52,000	4,551	56,551
	2 自動車重量譲与税	156,000	14,489	170,489
	4 森林環境譲与税	9,000	634	9,634
3 利子割交付金		5,000	303	5,303
	1 利子割交付金	5,000	303	5,303
4 配当割交付金		36,000	39,916	75,916
	1 配当割交付金	36,000	39,916	75,916
5 株式等譲渡所得割交付金		20,000	63,488	83,488
	1 株式等譲渡所得割交付金	20,000	63,488	83,488
6 法人事業税交付金		180,000	24,521	204,521
	1 法人事業税交付金	180,000	24,521	204,521
7 地方消費税交付金		1,650,000	209,194	1,859,194
	1 地方消費税交付金	1,650,000	209,194	1,859,194
8 環境性能割交付金		34,981	11,070	46,051
	1 環境性能割交付金	34,981	11,070	46,051
9 地方特例交付金		108,577	6,789	115,366
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金		6,789	6,789
10 地方交付税		6,625,553	469,678	7,095,231
	1 地方交付税	6,625,553	469,678	7,095,231
14 国庫支出金		7,786,956	9,141	7,796,097
	1 国庫負担金	4,574,372	9,141	4,583,513
15 県支出金		3,001,367	4,570	3,005,937
	1 県負担金	1,849,420	4,570	1,853,990
18 繰入金		5,892,940	△240,019	5,652,921
	2 基金繰入金	5,892,742	△240,019	5,652,723
歳入	合計	46,152,449	618,325	46,770,774

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		13,129,861	600,000	13,729,861
	1 総務管理費	12,455,497	600,000	13,055,497
3 民生費		15,918,458	18,325	15,936,783
	1 社会福祉費	8,407,897	18,325	8,426,222
歳 出 合 計		46,152,449	618,325	46,770,774

提案理由

総務費において、減債基金及び公共施設等整備基金に積立金を追加する。民生費において、障がい福祉サービス等給付事業で扶助費等を追加する。

これらの財源については、令和6年3月29日に地方譲与税が確定したことにより、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金及び県支出金並びに繰入金で財源調整し充当する。

以上専決事件（予算1件）について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、議会の承認を得たく、本議案を提出するものである。